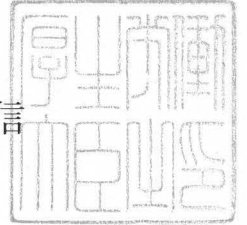


開示決定等の期限の延長について（通知）

多田 雅史 様

厚生労働大臣 加藤 勝 信



令和4年8月1日付けの行政文書の開示請求（開電第613号）については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

・国連麻薬統制委員会（INCB）の2010年次報告書で「日本では不適切なベンゾジアゼピン系薬物の処方がある」と警告されたため、行政当局はそれへの対策をとったと考えられ、その対策をまとめた資料

・1項のとおり、国連麻薬統制委員会が、年次報告書で「日本におけるベンゾジアゼピンの不適切な処方の存在」を警告したため、厚生労働省又は日本国として、警告への対策を検討する必要があるため、厚生労働省の医薬・生活衛生局の医薬安全対策課又は監視指導・麻薬対策課の単独で対策を検討することはできない。したがって、厚生労働省又は日本国として、国連麻薬統制委員会の年次報告書の警告に対する対策の基本的方針を策定の上、その方針に沿って個別の対策を採る必要があり、その対策の基本的方針を整理した資料

2 延長後の期間

60日間（令和4年9月30日まで）

3 延長理由

当該開示請求に係る行政文書については、対象となる文書の開示・不開示の審査に時間を要するとともに並行して処理すべきその他事務の繁忙のため。

* 担当課等：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室 TEL:03-5253-1111（内線2724）